

# ノースジャパン素材流通協同組合における合法木材利用推進の取組みと課題

ノースジャパン素材流通協同組合

常務理事 高橋早弓

## 1、はじめに

当素材流通協同組合（H15年4月1日設立）は、設立当時製材用には向かない小径材や曲り材などいわゆるB材が全く販売できずに山元に山積みされているような状況下で、岩手県沿岸部に所在する合板工場へ「定量定時出荷」を目的に、岩手県内の素材生産関係団体や事業者で設立された協同組合であり、現在は、福島、山形を除く東北地方と北海道を対象地域としている。

設立当年度組合員27名、共同販売量2万6千m<sup>3</sup>が、H21年度末組合員98名、共同販売量2万2千m<sup>3</sup>となっている。

## 2、合法木材の取組み経過

### （1）合法木材供給事業者の認定

合法木材制度の発足当初から本制度に取組み、認定団体として組合員を指導して、全組合員を合法木材供給事業者として認定した。

なお、当組合への新規入会者に対しては、合板工場へ共同販売で納入する丸太は全て合法木材であることを説明し、合法木材供給事業者の認定を取得してもらっている。

### （2）研修の実施

合法木材供給事業者には必ず研修を受講してもらい、合法木材制度についての知識を習得してもらっている。なお、昨年度の更新時における研修は、他の認定団体2団体と合同で実施するとともに、更に未受講者のために単独で追加研修会を実施した。

また、新規加入の組合員に対しては資料「合法木材ハンドブック」とビデオ「日本の違法伐採対策」を渡して自己研修を行ってもらい、自己研修終了後に認定している。自己研修の実施は、合法木材制度についての設問用紙に「自己研修報告書」として解答してもらって確認している。

### （3）合法木材の証明根拠

組合員が丸太を生産、出荷する際に取得している合法性の証明根拠となる文書（伐採適合通知書や保安林伐採許可書、国有林との立木売買契約書など）の写しを提出してもらっており、時折、合板工場からの受入伝票と照合している。

## 3、取組み上での課題

分別管理・保管場所の管理：供給事業者の認定条件に分別・保管場所の保有が求められているが、取扱う丸太の全てが合法木材で、しかも生産現場から加工工場へ直送している事業者が殆んどであり、分別管理保管場所の不要な事業者が多い。

管理簿等の書類整備：入出荷、在庫量等を管理簿等で把握することが求められているが、大半の事業者が出荷伝票（証明書代用）を綴じて管理簿としている事例が多い。今年度管理簿の様式を提示し整備してもらうこととしたが、個人の事業者等にはきめ細かい指導が必要である。

合法木材制度の普及資料：地域の中小製材工場への出荷は証明書を要求されることが少ないことから発行していない場合が多い。合法木材についての普及チラシを作成して出荷伝票などと一緒に渡すことにより、合法木材の重要性と有利性を啓発できると思われる。